

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手方を選定した理由
保健福祉部 感染症対策 局感染症対 策課	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 核酸検出検査委託業務	令和3年4月1日	株式会社ジェネ ティックラボ (札幌市中央区北9 条西15丁目28番地 196 札幌ITフロント ビル3F)	16,300円/件	(選考基準) 道内に所在する検査機関で、検体搬入日の翌日までに検査結果の 報告が可能であること。 選考基準を満たすのは、道内において、6者のみであることから、道 としてより多くの検査件数を確保できるよう、上記6者を選定するもの。 (契約方法の根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)(代替性な し)
保健福祉部 感染症対策 局感染症対 策課	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 核酸検出検査委託業務	令和3年4月1日	札幌臨床検査セン ター株式会社 (札幌市中央区北5 条西18丁目9番地 1)	13,500円/件	(選考基準) 道内に所在する検査機関で、検体搬入日の翌日までに検査結果の 報告が可能であること。 選考基準を満たすのは、道内において、6者のみであることから、道 としてより多くの検査件数を確保できるよう、上記6者を選定するもの。 (契約方法の根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)(代替性な し)
保健福祉部 感染症対策 局感染症対 策課	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 核酸検出検査委託業務	令和3年4月1日	株式会社エスア ールエル (東京都新宿区西 新宿二丁目1番1 号)	13,500円/件	(選考基準) 道内に所在する検査機関で、検体搬入日の翌日までに検査結果の 報告が可能であること。 選考基準を満たすのは、道内において、6者のみであることから、道 としてより多くの検査件数を確保できるよう、上記6者を選定するもの。 (契約方法の根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)(代替性な し)
保健福祉部 感染症対策 局感染症対 策課	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 核酸検出検査委託業務	令和3年4月1日	株式会社第一岸本 臨床検査センター (札幌市東区伏古7 条3丁目5番10号)	12,500円/件	(選考基準) 道内に所在する検査機関で、検体搬入日の翌日までに検査結果の 報告が可能であること。 選考基準を満たすのは、道内において、6者のみであることから、道 としてより多くの検査件数を確保できるよう、上記6者を選定するもの。 (契約方法の根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)(代替性な し)
保健福祉部 感染症対策 局感染症対 策課	SARS-CoV-2(新型コロナウイルス) 核酸検出検査委託業務	令和3年4月1日	有限会社サンコーメ ディカルセンター (帯広市公園東町4 丁目4-1)	17,000円/件	(選考基準) 道内に所在する検査機関で、検体搬入日の翌日までに検査結果の 報告が可能であること。 選考基準を満たすのは、道内において、6者のみであることから、道 としてより多くの検査件数を確保できるよう、上記6者を選定するもの。 (契約方法の根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2)(代替性な し)